

新型コロナウイルス感染症防止のため、発熱、だるさ、息苦しさ等の風邪症状が見られる方、嗅覚障害、味覚障害がある方の受講につきましては自粛いただくようお願いいたします。また、開催日時点において緊急事態宣言(発出されている場合)の対象地域に居住(勤務)されている方についてはご遠慮いただく場合があります。

関係各位

令和3年5月1日

(一社)長野県労働基準協会連合会
各地区労働基準協会

衛生管理者(第一種・第二種)免許試験 対策講習会のご案内

労働安全衛生法では、労働者50名以上の工業的業種では第一種衛生管理者を、非工業的業種には、第二種衛生管理者を事業場ごとに選任するよう義務付けております。

例年長野市において実施される出張特別試験について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、実施の可否について現在協議中ではありますが、各安全衛生技術センターでの試験は予定のとおり実施しておりますので、受験対策のための講習会を開催いたします。

この講習会は、衛生管理者免許試験受験に必要な知識を短時間で習得していただくことを目的として、幅広い出題範囲の中から、出題頻度に応じてよりの絞った内容の講義及び過去に出題された問題集に対する解説など受験のための準備を効率よく進めていただくためのものです。

是非この機会に受講されて試験に臨まれますようご案内いたします。

【受講対象】 第一種と第二種の区分は次のようになっていますが、第一種は第二種の業種にも有効です。

第一種衛生管理者を選任しなければならない業種

農林畜水産業、鉱業、建設業、物の加工業を含む製造業、電気・ガス・水道・熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業など

第二種衛生管理者を選任しなければならない業種

販売業、証券・保険・金融業、幼稚園・教育施設、福祉施設、ゴルフ場、ホテル・旅館業、飲食業、郵便業、労働基準法が適用される官公署、公団、団体、その他サービス業など

注) 一事業場で幾種類かの事業をされている場合の業種の区分につきましては、主として行う事業の業種が対象になりますのでご注意下さい。

【開催日・会場等】

区分	地区	月 日	会 場	定 員	締 切 日
第一種	松本会場	7月 14日(水)	松本安全衛生センター 松本市神林 7107-55 (松本臨空工業団地内)	60名	6月28日(月)
		15日(木)			
		16日(金)			
第一種	長野会場	8月 10日(火)	長野地域職業訓練センター 長野市大豆島 4034	50名	7月 20日(火)
		11日(水)			
		12日(木)			
第二種	長野会場	7月 20日(火)	長野地域職業訓練センター 長野市大豆島 4034	50名	7月 2日(金)
		21日(水)			
第二種	松本会場	8月 5日(木)	松本安全衛生センター 松本市神林 7107-55 (松本臨空工業団地内)	60名	7月 16日(金)
		6日(金)			

【申込方法】 講習申込書に必要事項をご記入の上、受講料及びテキスト代を添えてお願いします。

締切日前であっても定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日後も受付いたしますのでお問合わせ下さい。

【申 込 先】 最寄りの労働基準協会（所在地は申込書の裏面に掲載してあります）

【受講料】（消費税込）

	第一種衛生管理者	第二種衛生管理者
労働基準協会会員事業場在籍者	16,190 円	11,990 円
上記以外の方	19,670 円	15,610 円

【テキスト】（消費税込）

第一種用		第二種用	
衛生管理（上）〔中災防発行〕	2,200 円	衛生管理（上）〔中災防発行〕	1,760 円
〃 （下）〔 〃 〕	2,200 円	〃 （下）〔 〃 〕	1,320 円
第1種衛生管理者試験問題集解答と解説〔 〃 〕	2,420 円	第2種衛生管理者試験問題集解答と解説〔 〃 〕	1,760 円
計	6,820 円	計	4,840 円

【講習時間・科目・講師】 都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

第一種衛生管理者 ※長野会場、松本会場とも初日は8時55分からオリエンテーションを行います
松本会場

月 日	時 間	科 目	講 師
7月14日	9:00~12:00	労働安全衛生法	(一社)長野県労働基準協会連合会専務理事
	12:50~17:30	労働基準法	労働安全・衛生コンサルタント 佐々木弘久
7月15日	9:00~12:00	労働生理	(一社)長野県労働基準協会連合会松本健診所長
	12:50~15:00	(救急処置含む)	医 師 森 泉 哲 次
7月16日	15:00~17:00	労働衛生	(一社)長野県労働基準協会連合会 労働衛生コンサルタント 杉 崎 勝 明
	9:00~11:00		
	11:00~12:00		
	12:50~17:00		

長野会場

月 日	時 間	科 目	講 師
8月10日	9:00~12:00	労働安全衛生法	(一社)長野県労働基準協会連合会専務理事
	12:50~17:30	労働基準法	労働安全・衛生コンサルタント 佐々木弘久
8月11日	9:00~12:00	労働生理	(一社)長野県労働基準協会連合会松本健診所長
	12:50~15:00	(救急処置含む)	医 師 森 泉 哲 次
8月12日	15:00~17:00	労働衛生	(一社)長野県労働基準協会連合会 労働衛生コンサルタント 杉 崎 勝 明
	9:00~11:00		
	11:00~12:00		
	12:50~17:00		

第二種衛生管理者 ※長野会場、松本会場とも初日は8時25分からオリエンテーションを行います

長野会場

月 日	時 間	科 目	講 師
7月20日	8:30~12:00	労働生理	(一社)長野県労働基準協会連合会松本健診所長
	12:50~14:20	(救急処置含む)	医 師 森 泉 哲 次
7月21日	14:20~17:20	労働安全衛生法	(一社)長野県労働基準協会連合会専務理事
	8:30~11:00	労働基準法	労働安全・衛生コンサルタント 佐々木弘久
	11:00~12:00	労働衛生	(一社)長野県労働基準協会連合会
	12:50~17:20		労働衛生コンサルタント 杉 崎 勝 明

松本会場

月 日	時 間	科 目	講 師
8月5日	8:30~12:00	労働生理	(一社)長野県労働基準協会連合会松本健診所長
	12:50~14:20	(救急処置含む)	医 師 森 泉 哲 次
8月6日	14:20~17:20	労働安全衛生法	(一社)長野県労働基準協会連合会専務理事
	8:30~11:00	労働基準法	労働安全・衛生コンサルタント 佐々木弘久
	11:00~12:00	労働衛生	(一社)長野県労働基準協会連合会
	12:50~17:20		労働衛生コンサルタント 杉 崎 勝 明

【そ の 他】

- (1) 申込受付後の取消しは、各日程の受付期間の締切日から5日(土・日・祝日除く)までとし、その後の取消し及び欠席者には原則として受講料は返還いたしませんのでお含みおき下さい。
- (2) 会場への案内図は受講申込み受付の際にお渡しする受講票の裏面に掲載してあります。
- (3) 本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練室(TEL026-226-0862)までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。(注:必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

- (4) 長野会場のみ昼食の斡旋がありますのでご利用下さい。(講習当日の注文となります)

- (5) 新型コロナウイルス感染症防止のため中止となる場合があります。また、会場内ではマスクを着用して下さい。(各自マスクをご用意下さい。)

長野地区出張特別試験を受験される方へ

第一種・第二種衛生管理者出張特別試験につきましては、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から長野市での実施の可否について現在協議中となっております。つきましては、結果が決まり次第、当連合会のホームページ等でお知らせいたします。

以下裏面へ続く

切り取り線

第一種

衛生管理者免許試験対策講習会申込書

第二種

※印欄は記入しないで下さい

フリガナ		協 会 名	※ 更 埴	受 講 No.	※
受 講 者 氏 名		下の講習会中受講希望するものを○で囲んで下さい			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	7/14・15・16 第1種 松本会場	8/10・11・12 第1種 長野会場	7/20・21 第2種 長野会場	8/5・6 第2種 松本会場
所 属 事業場名		労働基準協会会員関係			
事 業 場 所 在 地	〒 — — TEL — — FAX — —	加入されている労働基準協会を()内に必ず記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。		【 労働基準協会 】	会員外
申込担当 者職氏名		ご記入いただきました個人情報につきましては、当連合会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。			

上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿

※新型コロナウイルス感染症防止のため中止となる場合があります。また、会場内ではマスクを着用して下さい。(各自マスクをご用意下さい。)

種 別	受 講 料	テ キ ス ト 代	※領収月日	※領収者	※受講No.
第一種	16,190 円(会員) 19,670 円(会員外)	2,200 円(上) 2,200 円(下) 2,420 円(間)	/		
第二種	11,990 円(会員) 15,610 円(会員外)	1,760 円(上) 1,320 円(下) 1,760 円(間)			

【おのれ】

の給のち、いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (1)
 いちいち給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (2)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (3)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (4)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (5)

いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (1)

いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (2)

いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (3)

いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (4)

いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (5)

いづつとも、領日給・日・土日給と、休日給の両方を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (6)

おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (1)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (2)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (3)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (4)
 おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給 (5)

> おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給

労働基準協会等所在地

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301 号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社) 長野県労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-223-0280・223-0277
連 合 会	ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	

おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給

おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給、おのれ給の給付を受ける日給

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301 号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601